

「反社会的勢力の排除に係る規定」の一部改正について

当会は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等を踏まえ、平成 22 年 12 月 16 日付で「反社会的勢力の排除に係る規定」を制定しております。

今般、警察庁および金融庁からの要請にもとづき、暴力団排除条項をより明確にするため、当座勘定規定および特別当座勘定規定について、平成 24 年 2 月 1 日付で一部改正することといたしました。

これに伴い、「反社会的勢力の排除に係る規定」の適用対象から当座勘定取引および特別当座勘定取引を除くことといたしました。

当会では、今後とも反社会的勢力との関係遮断につとめてまいります。

反社会的勢力の排除に係る規定【改正後】

1. 反社会的勢力との取引拒絶

当会との当座勘定および特別当座勘定を除く各種貯金取引（以下、「取引」といい、取引に係る契約・約定・規定を「原契約」といいます。）は、2. の（1）、（2）の①から⑥および（3）の①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、2. の（1）、（2）の①から⑥および（3）の①から⑤のいずれにも該当すると当会が判断する場合には、当会は取引の開始をお断りするものとします。

2. 取引の停止、口座解約

次の各号の一にでも該当すると当会が判断し、お客様との取引を継続することが不適切であると当会が判断する場合には、当会はお客様に通知することなく取引を停止し、またはお客様に通知することにより原契約を解約することができるものとします。

（1）貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

（2）貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- ① 暴力団
- ② 暴力団員
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

（3）貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会の信用を毀損し、または当会の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 本規定は、原契約にもとづく当会の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない原契約の各条項の効力を変更するものではありません。また本規定は、原契約と一体をなすものとして取扱われるものとします。

以 上

- 当規定は、制定前より貯金のお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。
- 規定をご希望の場合は、窓口へお問い合わせください。
- 詳しい内容につきましては、窓口へお問い合わせください。